

○建築基準法（昭和25年法律第201号）【抜粋】

（指定）

第七十七条の十八 第六條の二第一項（第八十七條第一項、第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第七條の二第一項（第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、第六條の二第一項の規定による確認又は第七條の二第一項及び第七條の四第一項（第八十七條の四又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の検査並びに第七條の六第一項第二号（第八十七條の四又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「確認検査」という。）の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める区分に従い、確認検査の業務を行う区域（以下この節において「業務区域」という。）を定めてしなければならない。

3 略

（指定の公示等）

第七十七条の二十一 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定を受けた者（以下「指定確認検査機関」という。）の名称及び住所、指定の区分、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定確認検査機関は、その名称若しくは住所又は確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その指定をした国土交通大臣又は都道府県知事（以下この節において「国土交通大臣等」という。）にその旨を届け出なければならない。

3 略

（確認検査員）

第七十七条の二十四 指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、確認検査員に確認検査を実施させなければならない。

2 確認検査員は、第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者のうちから、選任しなければならない。

3 指定確認検査機関は、確認検査員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣等に届け出なければならない。

4 略

（登録）

第七十七条の五十八 建築基準適合判定資格者検定に合格した者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、国土交通大臣が建築基準適合判定資格者登録簿に、氏名、生年月日、住所その他の国土交通省令で定める事項を登載してするものとする。

○建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）【抜粋】

（積雪荷重）

第八十六条 積雪荷重は、積雪の単位荷重に屋根の水平投影面積及びその地方における垂直積雪量を乗じて計算しなければならない。

2 前項に規定する積雪の単位荷重は、積雪量一センチメートルごとに一平方メートルにつき二十ニュートン以上としなければならない。ただし、特定行政庁は、規則で、国土交通大臣が定める基準に基づいて多雪区域を指定し、その区域につきこれと異なる定めをすることができる。

3～7 略

○建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）【抜粋】

（積雪荷重）

第17条 政令第86条第2項ただし書の規定により、多雪区域を別表第1のとおり指定する。
2～4 略

別表第1（第17条関係）

多雪区域（総合振興局等の管内には市の区域を含むものとする。）
空知総合振興局管内の全域
石狩総合振興局管内のうち千歳市及び恵庭市を除く全域
後志総合振興局管内の全域
胆振総合振興局管内のうち伊達市（大滝区の区域に限る。）、豊浦町及び洞爺湖町（洞爺町、大原、香川、成香、伏見、財田、岩屋、富丘、旭浦、早月及び川東の区域に限る。）
日高総合振興局管内のうち日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）
渡島総合振興局管内のうち長万部町及び八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域を除く。）
檜山総合振興局管内のうち奥尻町、今金町及びせたな町（大成区の区域を除く。）
上川総合振興局管内の全域
留萌総合振興局管内の全域
宗谷総合振興局管内の全域
オホーツク総合振興局管内の全域
十勝総合振興局管内のうち本別町及び足寄町を除く全域
釧路総合振興局管内のうち標茶町、弟子屈町及び鶴居村
根室総合振興局管内のうち根室市を除く全域

（適用の除外）

第2条 略

2 略

3 第4条から第6条まで、第27条、第33条及び第40条の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域には適用しない。

（敷地の形態）

第4条 建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合には、その路地状部分の幅員は、その路地状部分の長さに応じて、次の表の数値以上としなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

路地状部分の長さ	幅員 (単位メートル)
15メートル以下の場合	2
15メートルを超え25メートル以下の場合	3
25メートルを超える場合	4

2 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が200平方メートルを超える場合においては、前項の表の数値中「2」とあるのは「3」と、「3」とあるのは「4」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定による路地状部分の幅員は、道路に達するまで有効に保持しなければならない。

（大規模建築物の敷地と道路との関係）

第6条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（がけ付近の建築物）

第6条の2 高さが2メートルを超えるがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。以下この条において同じ。）に接し、又は近接する敷地に建築物（延べ面積が10平方メートル以内の物置、納屋、畜舎その他これらに類するものを除く。以下この条において同じ。）を建築する場合にあっては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該建築物の外壁面とがけとの間に、がけ上にあつてはがけの下端から、がけ下にあつてはがけの上端から、がけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。

（1） がけの形状又は土質により建築物の安全上支障がないと認められる場合

（2） がけにがけ崩れ等の生ずるおそれのない構造の擁壁を設ける場合又はこれに代わる措置を講ずる場合

（3） がけ下に建築物を建築する場合において、当該建築物の主要構造部の全部若しくは一部を鉄筋コンクリート造若しくはこれに類する構造とすることによって建築物の安全上支障がないと認められるとき又はがけと当該建築物との間に適当な流土止めを設けるとき。

（排水設備の凍結防止）

第12条 建築物に設ける排水の配管設備（し尿浄化槽を含む。）は、凍結しない構造とするように努めなければならない。

（避難施設）

第15条 多雪区域内においては、令第5章又はこの条例の規定により建築物に設ける屋外への出入口、非常口、屋外階段等の避難施設は、積雪、凍結等によって避難に支障をきたすことのない構造としなければならない。